

幼稚園等の車両による、川越市保育ステーションの利用に関する協定書

川越市（以下「甲」という。）及び***法人**（以下「乙」という）並びに学校法人**学園（以下「丙」という。）は、保育の利用に係る送迎に困難を抱える家庭の利便性の向上及び子育てをする家庭に対する支援の推進を図るため、川越市保育ステーション事業実施要綱第3条第2号イに定める事業（以下「当該事業」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が乙に委託する当該事業について、丙が運営する***幼稚園（以下「通園先施設」という。）が所有し又は借り受ける等した車両により送迎された児童に対し、一時的な保育を実施する場を提供し、及び当該保育を実施することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる児童）

第2条 対象となる児童は、通園先施設に在籍している児童であって、川越市保育ステーション（以下、「保育ステーション」という。）の利用許可を甲より受けた児童とする。

（当該事業の実施日）

第3条 事業の実施日は、次の各号で定める日を除き、月曜日から土曜日までとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 甲及び丙が定めた日

（送迎時間帯）

第4条 通園先施設の車両による保育ステーションでの送迎時間帯については、概ね次のとおりとする。

（送り） 7時30分～ 8時30分の間において甲が定める時間帯

（迎え） 17時00分～19時30分の間において甲が定める時間帯

2 当該事業による送迎は、前項の送迎時間帯に限る。

（費用負担）

第5条 通園施設の車両により、丙が保育ステーションを利用する際における、甲、乙及び丙が負担すべき費用は、発生しないものとする。

（事故等発生時の責任）

第6条 児童の送迎中に発生した事故等については、原則、甲及び乙は責任を負わない。

（留意事項）

第7条 当該事業にあたり、留意する事項は、次のとおりとする。

(1) 事前に実施する事項

- ア. 当該事業の開始にあたり、児童の受け渡し時の手順等につき、丙は乙と十分に調整を行うものとする。
- イ. 乙の運営する保育ステーション及び丙の運営する通園先施設は、連絡ノート等により、対象となる児童の保護者との連携を図る体制を整えるものとする。

- ウ. 丙は当該事業に際し、子育て安心施設内駐車スペースに収まる寸法の車両（概ね全長4,900mm以内、全幅1,900mm以内）を用いるものとする。

(2)運用に際し実施する事項

- ア. 通園先施設の車両における乗降は子育て安心施設駐車場内で行うこと。また、道路上での乗降車は行わないこと。
- イ. 通園先施設と保育ステーションにおける、児童の引き渡しは、保育ステーション（子育て安心施設2階）内で行うものとし、送迎車両を駐車後、通園先施設が保育ステーションまでの児童の引率を行うものとする。
- ウ. 前イの引率の際、送迎車両の車内に運転手と児童のみとなる場合は、運転手が児童の座席付近に移動する等、丙は、車内の児童の安全を確保するものとする。
- エ. 本来、児童の保護者と丙の間で直接受け渡しが行われるべき現金等については、乙は取り扱わない。
- オ. 甲及び乙並びに丙は、丙と保護者との連携を確保するため、1週間に1度以上は、保護者が通園先施設の職員と直接接するよう、周知を図るものとする。
- カ. 乙又は丙は、送迎児童の保育中又は、送迎中に重大事故等が発生した場合、速やかに保護者及び関係機関に報告するとともに必要な措置を講ずるものとする。
- キ. 急を要しない軽微と認められる事項については、第1号イの連絡ノート等により、必要な連絡を行うこととする。
- ク. クレーム等の対応については、甲及び乙並びに丙は連携して誠意をもって対応することとする。

(協定の解約)

第9条 甲及び乙並びに丙がこの協定に違反したとき、又はこの協定の継続を不可能と認めたときは、甲及び乙並びに丙はこの協定の解約を申し入れることができる。

- 2 前項の申し入れがあった場合は、甲及び乙並びに丙は特段の事情がない限りこれを認めることとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 丙は、本協定により生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第11条 甲及び乙並びに丙は、本協定に基づき、事業の運営に際して収集する個人情報については、適切に管理しなければならない。

(協定の効力及び取扱)

第12条 この協定は、締結の日から令和*年*月*日までとする。ただし、甲又は丙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

- 2 この協定の有効期間中であっても、甲及び丙が協議してこの協定を改定することができる。

(その他)

第13条 本協定に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙並びに丙による協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和*年*月*日

甲 川越市元町1丁目3番地1
川越市長 *****

乙 川越市*****
法人 *学園
理事長 *****

丙 川越市*****
法人 *学園
理事長 *****